

部員各位

平成24年7月7日

国際日本学部3年

寺岡英恵

代理出産

1. はじめに
2. 代理母出産とは何か
3. 各国の代理母出産の経緯と現状
 - a. イギリス
 - b. アメリカ
 - c. フランス
 - d. インド
4. 日本における代理出産の経緯と現状
5. 代理出産の課題
6. 論点
7. 参考文献

1. はじめに

日本では少子化が叫ばれて久しい。その一方で子供が欲しくても妊娠できなくて不妊治療に励むカップルもいる。また、病気や先天的な障害によって子宮のない女性にとって、代理母出産は福音である。しかし、第三者の体を使うことや金銭を介すことによって子供を手に入れることが、倫理的に認められるかどうか世界でもまだまだ議論が続いている。今回のSPDでは母親や生まれてくる子供の感情、代理母の人権も含め議論してもらいたい。

2. 代理母出産とは何か

文字通り、子どもを産めない女性が別の女性に自分の子どもを産んでもらう方法である。以下の方法がある。

【体外受精による代理出産】

a. 依頼夫婦の受精卵を使った代理出産

依頼夫婦の精子と卵子を体外受精させてできた受精卵を、第三者の女性代理母の子宮に移植して子どもを得る方法。この場合、依頼夫婦と生まれた子との遺伝的つながりは保たれる。

b. 第三者の精子または卵子を使った代理出産

依頼夫婦の精子または卵子を、第三者の卵子（代理母とは異なる女性の卵子）または精子と体外受精させて受精卵をつくり、それを第三者の女性（代理母）

に移植して、子どもを得る方法。この場合、依頼夫婦と生まれた子との間の遺伝的つながりは、夫婦どちらかにはあることになる。

c. 第三者の受精卵を使った代理出産

精子も卵子も第三者のものを体外受精させて受精卵をつくり、それをさらに別の第三者の女性（代理母）に移植して、子どもを得る方法。この場合、依頼夫婦や代理母と、生まれた子との間に遺伝的つながりはない。

【人工授精による代理出産】

歴史的には最も早くからおこなわれてきた代理出産。依頼夫婦の夫の精液を、第三者の女性（代理母）の子宮に注入（人工授精）して、子どもを得る方法。この場合、子どもの遺伝上の母親は代理母となり、依頼夫婦と生まれた子との間の遺伝的つながりは、夫のみが持つ。

3. 各国の代理母出産の経緯と現状

ヨーロッパ諸国は程度の差こそあれ、代理出産は禁止されている。しかし、その一方でインドやフィリピンのようなアジア諸国では代理出産がビジネスとして成立しつつある。ここでは各国の例を見ていきたい。

a. イギリス

1978年、世界で初めて体外受精に成功した。1982年には体外受精に関する委員会が設置され、85年に「代理出産取決め法」、90年には「人間の受精および胚の研究に関する法律（HFE法）」が制定された。この二つの法律により、代理出産は認められているが、商業的な代理出産は禁止されている。これにより代理母と仲介者は報酬の受け取りを禁止されている。ただし、保険や医療費は依頼者夫婦が負担する。子どもの法律上の母親は分娩者になる。そのため、依頼者夫婦は裁判所で親権決定の手続きをする必要がある。もし、依頼者夫婦が代理母妊娠中に離婚したり、子どもの障害が判明した場合などで引き取りを拒否した場合は、法律上代理母が子どもの養育の責任を負うことになっている。

b. アメリカ

国全体での法律は定められていないため、州によって対応は異なる。ニューヨーク州では金銭の取引の伴う代理母出産は禁止されているが明確な法律が定められていない州もある。イリノイ州では依頼者は夫婦に限定せず、同性愛カップルや未婚のカップルにも適応される。ただし、依頼者のひとりが子どもと遺伝的につながっていること、代理母の卵子の使用（人工授精型代理出産）はしないということが条件になっている。人工授精型代理出産で生まれる場合は養子縁組の対象になる。

c. フランス

1994年に「生命倫理法」が制定され、国家が生殖補助技術規制に関与している。生殖補助医療によって生殖の本質を変えることは原則として認められていないため、代理出産契約は無効とされる。代理出産で生まれてきた子どもの養子縁組も無効であり、代理出産を斡旋したのも法律により、罰則を受ける。しかし、2007年、アメリカでの代理出産で生まれた子どもの出生届を認めたことにより法改正の機運が高まっている。

d. インド

2002年から代理出産の商業化を合法とし、外貨獲得のための重要な産業となりつつある。代理母が依頼者夫婦から受け取る報酬は世界的な相場の1/3から1/5の3000ドルから5000ドルであり、これは彼女たちの年収の6から8年分に値する。しかし、その裏では代理母が妊娠したと偽ってお金を巻き上げる詐欺や、斡旋業者や病院が搾取し、代理母の手元にはほとんど渡らないというケースもある。

4. 日本における代理出産の経緯と現状

世界的な生殖補助医療の発達に伴い、国内でも基準を設ける必要が出てきた。そのため1983年に日本産科婦人科学会によって、自主規制がされてきたが、2001年に長野県の根津八紘医師による日本で初めて代理出産の成功が明らかになった。このケースでは体外受精方式が用いられ、依頼者の妹が代理母を引き受けた。また同じ年、タレントの向井亜紀さんが代理出産をするために渡米することを公表した。

それを受け、厚労省の審議会と日本産科婦人科学会はそれぞれの対応策の検討を開始し、ともに代理出産を認めないという結論に達した。その後、厚労省は代理出産禁止の法整備を目指したが頓挫し、日本産科婦人科学会の会告も方針に過ぎないので拘束力を持たず、国内もしくは国外に渡っての代理出産は行われてきた。

2008年、厚労省、法務省の依頼により日本学術会議による提言が発表された。この提言では一部例外を除き、代理出産は原則禁止というものであった。以上のように、法整備は進んでおらず、学会内の方針によって禁止されている状態である。日本国内で代理出産を行っていることを公言しているのは、先述の根津医師のみである。しかし、独自のガイドラインによって、代理出産を依頼できるのは先天的、または病気で子宮がない女性に限定し代理母のなり手は実母に限っている。彼の手によって20件の代理出産が行われた。

・代理出産を社会的に認めてもよいと思うか？

認めてもよい…54%

認めない…16%

- ・代理出産を必要があれば利用したいか？

利用したい…9.7%

配偶者が賛成したら利用したい…40.9%

配偶者が望んでも利用しない…48.4%

(厚労省国民意識調査 2007 より)

5.代理出産の課題

a. 代理母の負担

- ・精神的負担

(他人の子供を妊娠しているため何かあってはいけないというプレッシャー。またお腹の中の子供に愛着を感じてはいけないなど)

※ベイビーM事件

アメリカで人工授精した代理母が契約を破り赤ちゃんを引き渡しを拒否した事件。裁判で親権と養育権を争った。結果、最高裁は代理出産契約は法的に無効とし、親権は代理母に認められたが、養育権は「子供にとっての最善の利益」になるように遺伝上の父親である依頼者の夫のものになった。

- ・肉体的負担

(つわりや出産時の負担など)

- ・死亡した場合

(責任をだれが持つか)

b. 子供の権利

- ・知る権利

(代理出産で生まれたと知る権利)

- ・法的地位

(現行法に則ると子供の母親は「産んだ女性」になるため、代理母夫婦の子供になってしまう。ただし、養子として親子関係を持つことは可能)

- ・生育上の影響

(通常の生まれ方をしていないことに引け目を感じるなど)

- ・子供に障害が見つかった場合

(堕胎は認められるか。依頼者夫婦が引き取りを拒否したら場合など)

※アメリカで生まれた子供に障害が見つかったが、依頼者夫婦も代理母側も引き取りを拒否した事件

c. 生命倫理上の問題

- ・人身売買につながる恐れ

(金銭を介して子供を産ませる)

- ・生命操作はどこまで許されるのか

(技術的には可能でも倫理的に認められるかどうか)

6. 論点

代理母出産を認めるべきか

7. 参考文献

大野和基 (2009) 『代理出産 生殖ビジネスを命の尊厳』 集英社 (集英社新書)

玉井真理子、大谷いづみ編 (2011) 『はじめて出会う生命倫理』 有斐閣 (有斐閣アルマ)
読売新聞 2011年5月19日朝刊一面

『「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」について

<http://www.mhlw.go.jp/> (2012年6月30日閲覧)

「よんななニュース」

<http://www.47news.jp/> (2012年7月4日閲覧)

『代理出産の法整備を進める超党派勉強会 参考資料』

<http://news.e-smc.jp> (2012年7月4日閲覧)